

支出項目

政務活動費

研修・会議費

No.1

6 年度 月 日		内容	支出額 (円)	累計額 (円)
10	18	セミナー受講料 (株式会社廣瀬行政研究所) @池袋 (加藤議員)	19,740	19,740
		セミナー振込手数料 (株式会社廣瀬行政研究所) @池袋 (加藤議員)	220	19,960
11	6	セミナー受講料 (株式会社廣瀬行政研究所) オンライン (加藤議員)	15,000	34,960
	8	セミナー受講料 (株式会社廣瀬行政研究所) オンライン (加藤議員)	15,000	49,960
		セミナー振込手数料 (株式会社廣瀬行政研究所) オンライン (11月6日、8日分) (加藤議員)	440	50,400
2	7	セミナー受講料 (株式会社廣瀬行政研究所) オンライン (加藤議員)	25,000	75,400
	12	セミナー受講料 (株式会社廣瀬行政研究所) オンライン (加藤議員)	15,000	90,400
	13	セミナー受講料 (株式会社廣瀬行政研究所) オンライン (加藤議員)	15,000	105,400
	14	セミナー受講料 (株式会社廣瀬行政研究所) オンライン (加藤議員)	25,000	130,400
		セミナー振込手数料 (株式会社廣瀬行政研究所) オンライン (2月7日、12日、13日、14日分) (加藤議員)	440	130,840
		研修・会議費合計	130,840	

政務活動報告書

令和6年11月6日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正明 様

(会派名) 未来創生・湘風クラブ

(氏 名) 加藤 大嗣

政務活動の結果は、次のとおりでした。

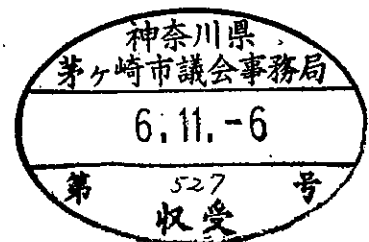
日 時

令和6年10月18日(金)

目 的 地
(研 修 地)

アットビジネスセンター池袋駅別館 802号室
(東京都東池袋1-6-4 伊藤ビル)

政務活動の結果(別紙のとおり)



議員研修レポート I

議会における懲罰の範囲と限界

講師：廣瀬和彦 (株)廣瀬行政研究所代表取締役
本学へ参加 新潟市議会議員 加藤大嗣

午前10:00～午後12:00

まず、懲罰について、意義と対象、行為、時期、場所的・時間的限界、事項的限界、懲罰の種類、手続き、要件、提出期間、議決内容、効力。

2. 懲罰と裁罰 (2x12 司法救済の対象)

3. 議会外での言動と懲罰 (2x12)

法令や判例等を挙げ、講義が進む。

④ 2x12 度疑念答へり

Q 議決に反対討論を述べた者が表決で賛成した場合について懲罰の対象になるか？

A. 表決(態度表明)は議員が有権者として重要な権限であり、議会の品位の保持、住民に説明を与える責任と混同を及ぼす場合があり、

懲罰の対象となる。

今回の講義を受講し議員としての権限が大きいと

No. 2

Date RS. 10. 18

責任の重さを痛感した

※ 言語一致は信頼の第一歩

お問い合わせ

INQUIRIES

ホーム 会社概要 セミナー情報 セミナー会場 講師派遣・コンサル 講師陣 年間計画 調査・出版・動画

地方議会議員セミナー

2024年10月18日(金)

議会における懲罰の範囲と限界 in 東京都

- 懲罰の種類と要件
- 懲罰動議の対象と制約
- 懲罰動議における審議の留意点
- 処分要求と欠席議員に対する懲罰
- 懲罰の救済措置
- 議会外での言動と懲罰

開催日	2024年10月18日(金) 10:00~13:00
開催概要	開催概要 (PDF)
会場	アットビジネスセンター池袋駅前別館 802号室 豊島区東池袋1-6-4 伊藤ビル [Google Mapで見る]
講師	廣瀬 和彦 ((株)廣瀬行政研究所代表取締役)
参加対象者	地方議会議員・地方議会事務局職員
参加方法	- 下記の申込フォームに必要事項を入力してお申込みください。送信後、確認メールが届きます。 - メールが届かない場合は、お手数ですが下記事務局までお問い合わせください。

	- 追って詳細を記した受講確認書をメールでお送りいたしますので、受講料は事前に指定の口座にお振込みをお願いいたします。 - キャンセルは、各セミナーの7日前までに、メールまたはFAXにて事務局までご連絡ください。 - FAXまたはメールによるお申込みも可能です。申込書を下記事務局までお送りください。 <u>申込書（PDF）</u>
受講料	15,000円 ※2日連続または、1日の午前・午後で連続する2つの講座をセットでお申込みいただいた場合は、2講座合計で25,000円となります。 ※連続しない2講座のお申込みの場合は適用されません。 ※受講料は受講確認書到着後、事前にお振込をお願いいたします。 ※キャンセルは7日前までにメール又はFAXにてご連絡ください。

お申し込みはこちら

株式会社 廣瀬行政研究所

東京都文京区千石2-34-6 TEL/03-6912-1930 FAX/03-6912-2280

TOP	会社概要	セミナー情報 (オンラインセミナー実施中)
講師派遣・コンサルティング	講師陣 調査・出版・動画	年間計画 お問い合わせ

議会における懲罰・調査権 のポイントを学ぶ

10:00~13:00

10月18日(金) in 東京

「議会における懲罰の範囲と限界」

1. 懲罰の種類と要件
2. 懲罰動議の対象と制約
3. 懲罰動議における審議の留意点
4. 処分要求と欠席議員に対する懲罰
5. 懲罰の救済措置
6. 議会外での言動と懲罰



14:00~17:00

「議会における調査権を活用する ～100条調査権を中心に～」

1. 最近における100条調査権行使の現状
2. 100条調査の目的と対象
3. 検閲検査権と監査請求権の活用
4. 証人喚問と尋問の留意点～参考人の限界を踏まえて～
5. 記録の提出における留意点
6. 告発の要件と手続き
7. 調査報告書と調査経費



講師：廣瀬 和彦

【(株)廣瀬行政研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事】

廣瀬義塾大学大学院法学研究科修士課程卒。明治大学法学部卒。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい) など多数。

(株)廣瀬行政研究所

出張旅費計算書

適 用	「議会における懲罰の範囲 と限界in東京都」 (政務活動費)			会 派	未来創生・湘風クラブ		
期 間	令和6年10月18日 1日			出張者 氏 名	加藤 大嗣		
経 路		日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額(円)
茅ヶ崎 — 池袋 JR湘南新宿ライン		1	—	70.1	1,170	0	1,170
池袋 — 茅ヶ崎 JR湘南新宿ライン				70.1	1,170	0	1,170
計		1	—	140.2	2,340	0	2,340
	日 数			単 価(円)		金 額(円)	
日 当	1			2,400		2,400	
参加費	1			15,000		15,000	
合 計	¥19,740 × 1 人					¥19,740	

領収書

未来創生・湘風777

2024年10月1日

加藤 大嗣

様

金額

¥ 15,000

但 2024年10月18日 セミナー受講料として

上記正に受領いたしました

〒112-0011

東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

登録番号: T2011001095530



MIZUHO

みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。

内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行



お取引日	振込・振替先の口座番号	普通
2024-10--2	1314699	
店番号	お取引口座番号	
-	*****	
振込手数料	お振込金額	お取引金額
万円	千円	
220*	*****	15,000
お取引内容	お取引後残高	
電信振込	*****	
例	利用手数料	お取引店番号
1353***	*****	00-10712072

みずほマイレージクラブのお取引条件と、うれしい特典が変わりました。

みずほ銀行

麹町支店

カ)ヒロセキヨウセイケンキウジヨ様

カトウタ イシ 様

発信番号81A02037400002K

0993

0008185861



裏面に入みずほ入からのお知らせがあります。

政務活動報告書

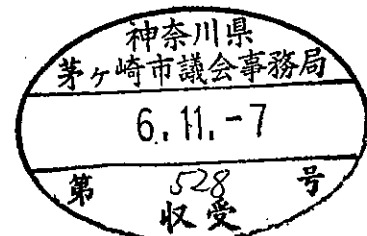
令和6年11月7日

茅ヶ崎市議会議長
岸 正明 様

(会派名) 未来創生・湘風クラブ
(氏 名) 加藤 大嗣

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	令和6年11月6日(水)
目 的 地 (研 修 地)	オンライン受講
政務活動の結果(別紙のとおり)	



議長・委員長のための議会運営

講師：廣瀬 和彦 (株) 廣瀬行政研究所代表取締役
木下 参加 第10期市議会議員 加藤大爾

午前 10:00 ~ 午後 12:00

挨拶の後、早速本題にはいり、議長及び委員長の権限について、法令や判例等を挙げ講義を進めた。

議会(議長)と委員会(委員長)、議員と傍聴人への対応や、

質問通告の意義、文書通告の必要性、通告外

発言や議題外の発言や不穏当、不規則発言の内容の対応、動議、議事進行発言の意義と提案方法

や取り扱い、発言の範囲、議事日程、表決等

について詳細な説明があった。

最近、議案に対して反対討論を行った者が表決の際、賛成した場合客観的・合理的理由が認められやむを得ない場合は否か、議員の表決権は国民の代表として非常に重く責任を伴うものとし、品位の尊重に反響行動に拘り、国民に誤解を生じ誤解を招くものではない。

なり、懲罰の対象となること、

質疑応答

Q 議事説明者を発言者(議員)が指名した場合、
議長又は委員長の権限と判断は?

A 答弁にのいての判断は議会(議長)等には
なく行政側にある為、

Q 市長の政治姿勢について質問がされた場合
市長ではなく理事者が答弁するとは尋ねるか?

A 市長が答弁することがあるべきであるが、
理事者が答弁しても、市長に法律上の責任
を問われることはない。(但し、道義的・政治的
責任は問われる可能性はある。)

他 討論会 質疑応答が押寄せられた。

全般的に議会(委員会)運営に関する内容で
秩序ある円滑な議会運営について非常に
重要な研修会であった。

議会運営マスター講座

11月6日(水) in 京都

10:00～13:00

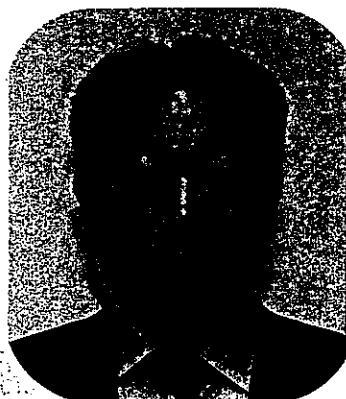
議長・委員長のための 議会運営

1. 議長・委員長の権限
(1)秩序保持権
(2)議事整理権
2. 通告書と通告外、議題外の発言
3. 不穏当・不規則発言
4. 傍聴人
5. 動議・議事進行発言
6. 日程作成
7. 議会だよりと議長の権限
8. 議長・委員長の発言と裁決権
9. 選挙・互選

14:00～17:00

議会運営委員会の 役割と権限

1. 議会運営委員会の所管と権限
(1)議会の運営に関する事項
(2)議会の会議規則、委員会に関する
条例等に関する事項
(3)議長の諮問に関する事項
2. 議会運営委員の選出手法と
委員外議員の活用・会派離脱
との関係
3. 議会運営委員会の答申と
法的拘束力
4. 議長等との兼職の是非
5. 議会運営委員会と常任・特別
委員会、協議等の場との関係



講師：廣瀬 和彦

【(株)廣瀬行政研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程卒。明治大学法学部卒。明治大学
政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活
躍。著書は、「Q & A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政
務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい) など多数。

(株)廣瀬行政研究所

お問い合わせ INQUIRIES

地方議会議員セミナー

2024年11月06日(水)

議長・委員長のための議会運営 in 京都府

1. 議長・委員長の権限

(1)秩序保持権

(2)議事整理権

2. 通告書と通告外、議題外の発言

3. 不穏当・不規則発言

4. 傍聴人

5. 動議・議事進行発言

6. 日程作成

7. 議会だよりと議長の権限

8. 議長・委員長の発言と裁決権

9. 選挙・互選

開催日	2024年11月06日(水) 10:00~13:00
開催概要	開催概要(PDF)
会場	京都JAビル 107号室 京都市南区東九条西山王町1 [Google Mapで見る]
講師	廣瀬 和彦 ((株)廣瀬行政研究所代表取締役)
参加対象者	地方議会議員・地方議会事務局職員
参加方法	下記の申込フォームに必要事項を入力してお申込みください。送信後、確認メールが届きます。

	- キャンセルは、各セミナーの7日前までに、メールまたはFAXにて事務局までご連絡ください。 - FAXまたはメールによるお申込みも可能です。申込書を下記事務局までお送りください。 <u>申込書（PDF）</u>
受講料	15,000円 ※2日連続または、1日の午前・午後で連続する2つの講座をセットでお申込みいただいた場合は、2講座合計で25,000円となります。 ※連続しない2講座のお申込みの場合は適用されません。 ※受講料は受講確認書到着後、事前にお振込をお願いいたします。 ※キャンセルは7日前までにメール又はFAXにてご連絡ください。

お申し込みはこちら

出張旅費計算書

適用	地方議会議員セミナー 「議長・委員長のための議会 運営in京都府」 (政務活動費)	会派	未来創生・湘風クラブ
期間	令和6年11月6日 1日	出張者 氏名	加藤 大嗣
	日数	単価(円)	金額(円)
日当	0	0	0
参加費	1	15,000	15,000
合計	¥15,000 × 1人		¥15,000

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日		振込・振替先の口座番号		普通
2024-10-30		1314699		
店番号		お取引口座番号		
*****		*****		
振込手数料	お取引金額	お取引金額		
****	****	****	30,000	
お取引内容		お取引後残高		
電信振込		*****		
時刻	利用手数料	お取引店番号		
1158****		00-10705859		

マイレージクラブのお取引条件と、うれしい特典が変わりました。

みずほ銀行
麹町支店
カ) ヒロセキ ヨウセイケンキュウジ ヨ 様
カトウダ イシ 様

発信番号 81A300374000037

4897

0006800560

画面に入りますからのお知らせがあります。

領収書

未来創生・湘風777

2024年10月30日

加藤 大嗣 様

金額

¥ 15,000

但 2024年11月6日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011

東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

登録番号: T2011001095530



政務活動報告書

令和6年11月11日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正明 様

(会派名) 未来創生・湘風クラブ

(氏 名) 加藤 大嗣

政務活動の結果は、次のとおりでした。

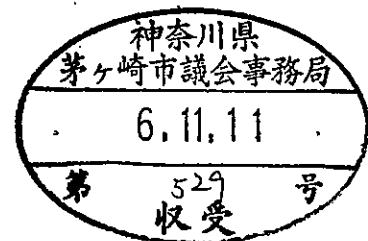
日 時

令和6年11月8日(金)

目 的 地
(研 修 地)

オンライン受講

政務活動の結果(別紙のとおり)



議員が有る発言権と不穏当発言への取り扱い

講師：廣瀬和彦 (株)廣瀬行政研究所代表取締役

午前10:00～午後1:00

第11期市議会議員 加藤大嗣

冒頭、参加議員より不穏当発言についての対応は?

の問いに、議長が注意する。再三の注意に従わない場合は、発言の中止命令を出すことが可能。

又、固有名詞を挙げることが適当か否かについての問いには、法律上の制限はない。申し合せて固有名詞を挙げることは「自粛」を共有することによって済むこと。

不穏当発言は合法・不法かどうかではなく、その発言が適当か不適当かが判断基準となる。その際様々な条件が重なること。質疑応答の後、講義に入り、議員の発言権とその限界、発言自由の原則、とその一方、一定程度の制約はあり、

無礼な言葉を使用してはならない。(いわゆる誹謗)

議員間討議は、議員間の合意形成を認めるものである。

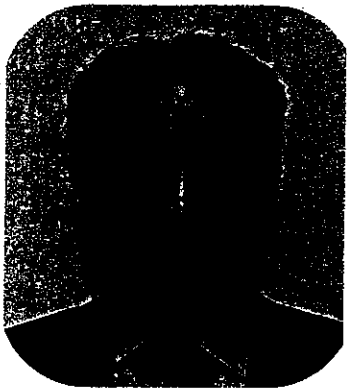
又、質疑と質疑の陣、討論日の原則、議事進行上の発言の要件と回数、不穏当発言と不規則発言の違い、及び判断基準。

発言の取り消しと訂正、議長による発言取り消し命令と強制、
及び当該発言に対する議員の責任、不穏当な言動に
対する議会の対処手法、(これを対処しないと言議会は
承認したと受け取れる可能性あり) 議場外に対する
不穏当発言の取り扱い、執行機関による不穏当発言
についての措置その他、法令と判例地を用いて講義
された。

今日のセミナーでは議員の発言についての法的根拠と
責任、発言に関する対処法など市民の代弁者として
果たすべき責任は極めて大きいこと、その責任の重さを
積むことが大切だと改めて感じた。

議員の 発言権と質問力 向上セミナー

11月8日(金) in 京都



講師

廣瀬 和彦

【(株)廣瀬行政研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程卒。明治大学法学部卒。
明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究
科講師等として活躍。

著書は、「Q & A 議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」
「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい) など多数。

10:00~13:00

議員が有する発言権と不穏当発言への取扱

1. 議員の発言権とその限界
2. 議員に認められている主な発言の種類
3. 不穏当発言・不規則発言とその判断基準
4. 発言の取消・訂正と会議録
5. 議員の発言に対する法的責任

14:00~17:00

効果的な質問手法と政策形成への活かし方

1. 質問とその種類
2. 質問の範囲と限界(第三セクターや外交問題等)
3. 質問において留意すべき11個のポイント
4. 効果的な質問を行うための7個の処方箋
5. 質問から政策形成へ

(株)廣瀬行政研究所

お問い合わせ INQUIRIES

ホーム 会社概要 セミナー情報 セミナー会場 講師派遣・コンサル 講師陣 年間計画 調査・出版・動画

地方議会議員セミナー 2024年11月08日(金)

議員が有する発言権と不穏当発言への取扱 in 京都府

1. 議員の発言権とその限界
2. 議員に認められている主な発言の種類
3. 不穏当発言・不規則発言とその判断基準
4. 発言の取消・訂正と会議録
5. 議員の発言に対する法的責任

開催日	2024年11月08日(金) 10:00~13:00
開催概要	開催概要 (PDF)
会場	京都JAビル 107号室 京都市南区東九条西山王町1 [Google Mapで見る]
講師	廣瀬 和彦 (株)廣瀬行政研究所代表取締役
参加対象者	地方議会議員・地方議会事務局職員
参加方法	• 下記の申込フォームに必要事項を入力してお申込みください。送信後、確認メールが届きます。 • メールが届かない場合は、お手数ですが下記事務局までお問い合わせください。 • 追って詳細を記した受講確認書をメールでお送りいたしますので、受講料は事前に指定の口座にお振込みをお願いいたします。

	- キャンセルは、各セミナーの7日前までに、メールまたはFAXにて事務局までご連絡ください。 - FAXまたはメールによるお申込みも可能です。申込書を下記事務局までお送りください。 <u>申込書 (PDF)</u>
受講料	15,000円 ※2日連続または、1日の午前・午後で連続する2つの講座をセットでお申込みいただいた場合は、2講座合計で25,000円となります。 ※連続しない2講座のお申込みの場合は適用されません。 ※受講料は受講確認書到着後、事前にお振込をお願いいたします。 ※キャンセルは7日前までにメール又はFAXにてご連絡ください。

お申し込みはこちら

株式会社 廣瀬行政研究所

東京都文京区千石2-34-6 TEL/03-6912-1930 FAX/03-6912-2280

TOP	会社概要	セミナー情報 (オンラインセミナー実施中)
講師派遣・コンサルティング	講師陣 調査・出版・動画	年間計画 お問い合わせ

出張旅費計算書

適 用	地方議会議員セミナー 「議員が有する発言権と不 穏当発言への取扱in京都 府」 (政務活動費)	会 派	未来創生・湘風クラブ	
期 間	令和6年11月8日 1日	出張者 氏 名	加藤 大嗣	
	日 数	単 価(円)	金 額(円)	
日 当	0	0	0	
参加費	1	15,000	15,000	
合 計	¥15,000 × 1 人			¥15,000

領収書

2024年10月30日

未来創生、湘風クラフツ

加藤 大嗣 様

金額

¥ 15,000

但 2024年11月8日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

T112-0011

東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

登録番号: T2011001095530



政務活動報告書

令和7年2月18日

茅ヶ崎市議会議長
岸 正明 様

(会派名) 未来創生・湘風クラブ
(氏 名) 桙木 太郎

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	令和7年2月7日 (金)
目 的 地 (研 修 地)	オンライン受講
政務活動の結果 (別紙のとおり)	



議員が守るべき政治倫理

(株) 廣瀬行政研究所

代表 廣瀬和彦

令和7年2月7日(金) 午前10:00~午後5:15

於: 市庁舎6階 第1委員会室

なぜ政治倫理が必要か、その意義として 政治にかかわる者の行為規範であり、道徳よりもむしろ法規範に近い問題で、議会と議員が政治倫理に関する自浄作用を発揮し、住民の期待に応え自ら信頼関係を構築すること、の説明がありました。

※ 議員に関する規定

- 住民全体の奉仕者であり、代表者であること。(憲法第12条)
- 住民の直接選挙で選ばれていること。(憲法第93条)
- (公平・公正・中立・高潔性) (誠実に職務を行う義務) (地方自治法89条)

※ 政治倫理確立に当たっての留意点

政治倫理に反する言動に対する抑止力となる。

その一方で、規制の範囲を親族を排除した取り扱い

をすることは常にすべきものではないか?
(ライバー・議員の兼業禁止規定を緩和)

政治倫理条例制定の目的の変化

従前-----汚職事件を契機に再発防止を目的

最近-----権限や地位を不正に行使して自己又は特定の
第三者の利益を図ることを未然に防止することを目指す

☆ 政治倫理条例の構成 ☆ 政治倫理の基準

政治倫理基準
の構成

資産公開制度

問責制度

政治倫理審査会

住民にお調査請求権

① 不正疑惑行為の自粛

② 地位利用の金品授受の禁止

③ 請負等のあせんの禁止

④ 職員に対する職務執行への不当

介入の禁止
⑤ 職員の採用等のあせん禁止

⑥ 道義的批判のある企業献金の制限

他について説明がありました。

☆ 政治倫理違反への罰則の限界

まず法的効力を有しない範囲でしか対応できない。

(条例上、議会外での言動について適用)

尚、本会議、委員会での言動(に正規の議会活動

については懲罰の対象となる。

事業禁止の規制、趣旨、態様、透明性確保の取組み³
政治倫理審査会の意義、法的根拠、留意点、構成員
権限、法的拘束力、調査請求権、意見書の効力
誓約書の提出、問責制度についての説明がなされた。
資産公開制度 について、報告書の提出、その対象、
項目、証明書等の添付、公表公開、報告書の審査、
調査請求についての説明がなされた。

☆ SNS等による議会外での不適切な言動への対応
事実上の措置として、議員辞職勧告決議等
がある。法的拘束力は無い。名誉毀損で訴訟
になることもある。

○ 議員辞職勧告決議 について国家賠償請求の可否
を問う。については、~~地方自治法~~地方公共団体の議会は、地方
自治法の基本に基づき自律的な法規範を有するものであり、
議会の議員に対する懲罰その他の措置については
議会の内部規律にとどまる限り、その自律的な
判断に委ねるのが適当」としてこれを否定して

請中の事をも判断すべきものと解するのが相違である⁴
〔最高裁 平成31年2月14日判決〕

1-2に1×2部 運用がガイドラインの例・亀岡市議会

1 適用範囲 2 基本原則

2 (1) 基本的人権、著作権、肖像権に留意し、正確な記述に努める

(2) 中秘義務の違背と情報の取り扱い

(3) 市民に対し伝達性を与えつつも誌裁を

(4) 社外に公開された情報をも完全に削除するとか
困難であることも念頭に置く

3 禁止事項

(1) 差別を助長する発言

(2) 違法行為を煽る情報

(3) 不正確な噂言等も助長する情報

(4) 市民生活に内容を含む情報

(5) 市民生活と利害関係のある者(法人・団体を含む)の私生活

に関する情報

(6) 非公開会議の内容に関する情報

(7) その他一切の公的義務に反する情報

政治倫理も争ひながら今まで以上に重視されて来ている。⁵
議会の内外を問わず、議員として政治倫理をしっかりと認識し、全体の奉仕者として誠実に職務を
行なわれなければならないことを改めて強く認識いたしました。

第4崎市議会議員

加藤 大嗣

議会におけるハラスメント

(機) 度瀬行政研究所

代表 度瀬和彦氏

令和1年2月7日(金) 午前10:00~午後5:00

於: 所舎6階 市庁議室

ハラスメントとは 自分より弱い立場に居る者に対して

心理的・肉体的攻撃をくり返し、相手に深刻な苦しみを与える行動。



相手の人格や尊厳を冒す人権問題!!

★ 加害者は、刑事上、民事上の責任を問われる場合あり、道徳的責任を問われる場合がある
(公務員ニ地方議員含む)

組織はハラスメントを助けない組織として役割を
果たし、評判も販路もよくなる。

ハラスメント --- 職場において行われる①優越的
関係性を背景とした言動である②業務上必要な
相当な範囲を超えたもの③常勤者の就業環境に
害を及ぼすもの。

セクハラハラスメント --- 常勤者の意に反する性的言動²に

より、常勤者が労働条件として不利益を受け
た就業環境が導かれる。

(男女共同参画の推進に関する法律)

ハラスメントの判断基準 --- 被害者の主観が中心点。

平均的な被害者を基準に考える必要あり

※ 但しセハラの場合は、平均的な女性常勤者の

感じ方と平均的な男性常勤者の感じ方を基準とする

必要がある。

※ セハラとパハラの違い

セハラは被害者の主観を基準とする

パハラは被害者の主観を基準としつつも、主観に注意

ハラスメント・ハラスメント 他者の言動や行為に反して「ハラスメント」だと
過剰に主張する行為。

パハラ3要件

- ① 偏激的な関係も背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 常勤者の就業環境が害されるもの

議会と職員の関係

議長と議事録関係	議員と議事録関係	議員と執行機関関係
地方自治法 138条5項及び 12項	法的に上司・部下 関係はなし。	法的に上司・部下 関係はなし。
議長は行政権及び 指揮命令権も有する。	議員の指揮命令 ・調査依頼はなし	執行機関関係の命令 権者は長と副長。
上司・部下の関係	法的な義務はなし、	指揮命令権は認められ

その他、議員同士の関係、平素場におけるパナハス事件、
優越的な関係も背景として言動（パナハス事件）

逆パナハス...部下から上司に対する強度の心理的負担
がある言動。

業務上必要かつ 相違の範囲を超えた言動（パナハス事件）
について説明がありました。

※ 判例上の着目点（注意指導とパナハス判断基準）

- ① 業務上の必要性はあるか どうか？
- ② 人格非難的な言動に及ぶものか？
- ③ 見せしめ的な対応があるか？
- ④ 相手の健全な心身の状況も理解した上での指導か？
- ⑤ 長時間の話し合いはなされたか？

就業環境が暴行(147条)

147条の類型として--身体的な攻撃, 精神的な攻撃

人間関係が支離滅裂し, 過大な要求
過剰な要求. 個の侵害も例挙。

又-147条の具体例として暴行, 侮辱, 脅迫, 名誉毀損

侮辱, 虚言, 社会的なことに過剰に立ち入る

ことなど具体例を示しての説明がなされた。

※ 無断録音と証拠能力

刑事訴訟

供述録音は証拠能力は否定

現場録音は肯定

民事訴訟

全当事者の一方が相手方

の同意を得ずに録音する場合

刑事-民事共に証拠能力は肯定

セム, 147条の防止に当たっての措置, セム147条
(平成13年12月の請願)

12月12日の説明がありました。

議会としての防止対策については

- ① 組織のトナリカセージ
- ② ルールを定める
- ③ 事態の把握
- ④ 教示する
- ⑤ 周知する については具体的な説明がなされた

又、ハラスメント委員会の構成例、相評定日、
調査協議機関 についての説明がなされた。

ハラスメントについて、特に議会内において議員と職員
の関係で比較的多く起きているケースが多いようで、
優越的な関係を背景とした言動（二つのハ）

は被害者が加害者に対して抵抗や拒絶することか
ら生じる蓋然性の高い関与を背景として行われる
とし、議員としては総体に行なうべきでない。

（仮定するハラスメントについては同様に）

以上の事を念頭に議員として議会での活動は

行われなければならない。

新潟県議会議員 加藤大剛

政治倫理・ハラスメント マスター講座

2月7日(金) in 東京



10:00~13:00

議員が守るべき政治倫理

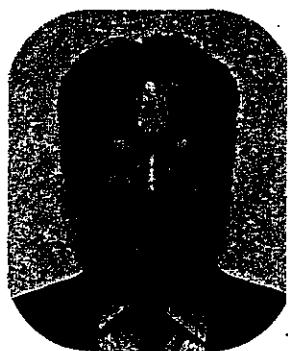
1. 政治倫理とは
2. 政治倫理を規制するメリット・デメリット
3. 政治倫理条例における規制項目
4. 政治倫理の対象
5. 政治倫理違反への罰則とその限界
6. 政治倫理審査会の構成と権限
7. 調査請求権の考え方
8. 問責制度
9. 資産公開制度との関係
10. その他

14:00~17:00

議会におけるハラスメント

～パワハラ・セクハラについて～

1. ハラスメントと主な類型
2. 地方議会におけるパワハラ・セクハラの実態
3. 議員同士のハラスメント
4. 議員と職員との間のハラスメント
5. パワハラ・セクハラの要件と判断基準
6. 相談員の設置と議長の役割
7. 効果的なハラスメントの予防と適切な対処手法
8. その他



講師：廣瀬 和彦

【(株)廣瀬行政研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程卒。明治大学法学部卒。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q & A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい) など多数。

(株)廣瀬行政研究所

お問い合わせ INQUIRIES

ホーム 会社概要 セミナー情報 セミナー会場 講師派遣・コンサル 講師陣 年間計画 調査・出版・動画

地方議会議員セミナー 2025年02月07日(金) 議員が守るべき政治倫理 in 東京都

1. 政治倫理とは
2. 政治倫理を規制するメリット・デメリット
3. 政治倫理条例における規制項目
4. 政治倫理の対象
5. 政治倫理違反への罰則とその限界
6. 政治倫理審査会の構成と権限
7. 調査請求権の考え方
8. 問責制度
9. 資産公開制度との関係
10. その他

開催日	2025年02月07日(金) 10:00~13:00
開催概要	開催概要 (PDF)
会場	としま区民センター 504号室 東京都豊島区東池袋1-20-10 [Google Mapで見る]
講師	廣瀬 和彦 ((株)廣瀬行政研究所代表取締役)
参加対象者	地方議会議員・地方議会事務局職員

参加方法	- 下記の申込フォームに必要事項を入力してお申込みください。送信後、確認メールが届きます。 - メールが届かない場合は、お手数ですが下記事務局までお問い合わせください。 - 追って詳細を記した受講確認書をメールでお送りいたしますので、受講料は事前に指定の口座にお振込みをお願いいたします。 - キャンセルは、各セミナーの7日前までに、メールまたはFAXにて事務局までご連絡ください。 - FAXまたはメールによるお申込みも可能です。申込書を下記事務局までお送りください。 <u>申込書(PDF)</u>
受講料	15,000円 ※2日連続または、1日の午前・午後で連続する2つの講座をセットでお申込みいただいた場合は、2講座合計で25,000円となります。 ※連続しない2講座のお申込みの場合は適用されません。 ※受講料は受講確認書到着後、事前にお振込をお願いいたします。 ※キャンセルは7日前までにメール又はFAXにてご連絡ください。

お申し込みはこちら

株式会社 廣瀬行政研究所

東京都文京区千石2-34-6 TEL/03-6912-1930 FAX/03-6912-2280

TOP

会社概要

セミナー情報

(オンラインセ

ミナー実施中)

講師派遣・コン

講師陣

年間計画

サルディング

調査・出版・動

お問い合わせ

画

Copyright©株式会社 廣瀬行政研究所-地方議会議員セミナー,2024All Rights Reserved.

お問い合わせ INQUIRIES

ホーム 会社概要 セミナー情報 セミナー会場 講師派遣・コンサル 講師陣 年間計画 調査・出版・動画

地方議会議員セミナー 2025年02月07日(金)

議会におけるハラスメント～パワハラ・セクハラについて～ in 東京都

1. ハラスメントと主な類型
2. 地方議会におけるパワハラ・セクハラの実態
3. 議員同士のハラスメント
4. 議員と職員との間のハラスメント
5. パワハラ・セクハラ要件と判断基準
6. 相談員の設置と議長の役割
7. 効果的なハラスメントの予防と適切な対処手法
8. その他

開催日	2025年02月07日(金) 14:00～17:00
開催概要	開催概要 (PDF)
会場	としま区民センター 504号室 東京都豊島区東池袋1-20-10 [Google Mapで見る]
講師	廣瀬 和彦 ((株)廣瀬行政研究所代表取締役)
参加対象者	地方議会議員・地方議会事務局職員
参加方法	下記の申込フォームに必要事項を入力してお申込みください。送信後、確認メールが届きます。

	- メールが届かない場合は、お手数ですが下記事務局までお問い合わせください。 - 追って詳細を記した受講確認書をメールでお送りいたしますので、受講料は事前に指定の口座にお振込みをお願いいたします。 - キャンセルは、各セミナーの7日前までに、メールまたはFAXにて事務局までご連絡ください。 - FAXまたはメールによるお申込みも可能です。申込書を下記事務局までお送りください。 <u>申込書（PDF）</u>
受講料	15,000円 ※2日連続または、1日の午前・午後で連続する2つの講座をセットでお申込みいただいた場合は、2講座合計で25,000円となります。 ※連続しない2講座のお申込みの場合は適用されません。 ※受講料は受講確認書到着後、事前にお振込をお願いいたします。 ※キャンセルは7日前までにメール又はFAXにてご連絡ください。

お申し込みはこちら

株式会社 廣瀬行政研究所

東京都文京区千石2-34-6 TEL/03-6912-1930 FAX/03-6912-2280

TOP

会社概要

セミナー情報

(オンラインセ

ミナー実施中)

講師派遣・コン

講師陣

年間計画

サルティング

調査・出版・動

お問い合わせ

画

Copyright©株式会社 廣瀬行政研究所-地方議会議員セミナー,2024All Rights Reserved.

出張旅費計算書

適用	政治倫理・ハラスメントマスター講座 ①「議員が守るべき政治倫理」 ②「議会におけるハラスメント～パワハラ・セクハラについて～」 【オンライン受講】 (政務活動費)	会派	未来創生・湘風クラブ	
期間	令和7年2月7日 1日	出張者 氏名	加藤 大嗣	
	日数	単価(円)	金額(円)	
日当	0	0	0	
参加費	1	25,000	25,000	
合計	¥25,000 × 1人			¥25,000

領収書

未来創生・湘風クラブ

加藤 大嗣

様

2024年12月18日

金額

¥ 25,000

但 2025年2月7日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011

東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

登録番号: T2011001095530



政務活動報告書

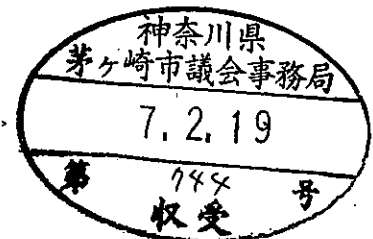
令和7年2月19日

茅ヶ崎市議会議長
岸 正明 様

(会派名) 未来創生・湘風クラブ
(氏 名) 柁木 太郎

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	令和7年2月12日(水)
目 的 地 (研 修 地)	オンライン受講
政務活動の結果(別紙のとおり)	



議会運営委員会の役割と権限

07 2 12

講師: (株) 廣瀬行政研究所
代表 廣瀬和彦

1 議会運営委員会の所管と権限

意義と役割としては
会派間や議員間における議会運営の調整を行うことも目的とし

議会運営を円滑にするため、又は議長の諮問機関としての

役割等も果たすために地方自治法第109条に基づく常設の委員会。

又、設置するか否かは任意であり、設置する場合は条例により設置する必要がある。

委員会定数の規定については 〇人以上で規定する場合は定足数等が不明確となる問題が生じる。

(行政条例昭和31年9月28日)

★ 従って 〇人と明記すること。

Q. 議運と代表者会議の役割について

A. 議運は法律で規定されている機関で諮問に対する答申、調査)。代表者会議は任意の(法律上の規定なし)は審査機関、調査機関、諮問機関ではない。議運で審査決定前の段階で調整や協議の機関がある。実質的には代表者会議は政治的な役割は大きいが法所は議運

で決定するものがある。議会運営委員会が

特別委員会や委員会と存した理由としては、恒常的に議会運営のために調査、審査で主なりとして、費用負担や公務員事務補償において問題が生じるため等。(いわゆる「第三の委員会」)

但し、議会運営委員会はその所管事項や性格上、常任委員会に対して理論上の優位性はないが、各委員会への影響は大きいものがある。この事。

- | | | | |
|---------------------|---------------------------|---------------------|--|
| <p>議会運営委員会の所管事項</p> | | = 他の委員会に移すもの、移すもの | |
| (1) 議会の運営に関する事項 | (2) 会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 | (3) 議長の選任に関する事項 | |
| ① 議席 | ① 地方自治法125条に基づき | ① 会期延長 | |
| ② 議員控室 | 会議規則 | ② 休会 | |
| ③ 議事の順序 | ③ 法109条に基づき委員会条例 | ③ 議会の秩序 | |
| ④ 発言の機会、会派毎の発言時間の割当 | ④ 96条2項に基づき議会の追加議決事件他 | ④ 議案・請願・陳情・動議等の取り扱い | |
| ⑤ 発言時間の制限 | | ⑤ 懲罰動議 他 | |
| ⑥ 議決の出席 | | | |
| ⑦ 辞職 | | | |
| ⑧ 欠席 | | | |
| ⑨ 議長、副議長等の選挙 | | | |
| ⑩ 委員会の構成 | | | |
| ⑪ 他 | | | |

議員定数条例 について
 国会においては 特別委員会を審査。地方議会においては常任委員会、
 特別委員会を審査する中で適宜であるが、評選を審査する中で
 違法とはいえない。各議会(自派権)に委ねられることが挙げられ
 地方自治法改正に基いて影響を受けた地方議会がある。
 明確に議会運営委員会の手管にある。

尚、議員報酬については 地方自治法 10条3項2号の規定により
 議会運営委員会の手管に委ねられている。

④ 議会軍申し合せの意義と必要性 について

地方議会における権限等を規定した法律として、
 憲法、地方自治法、会議規則、委員会条例、傍聴
 規則等がある。しかし法律だけでは円滑な
 議会運営をすることができないため、法律の隙間を
 埋めるためのものが必要である。以下申し合せ

PS. 条例：議会における慣行を当該議会の
 規範として認めたものである。

申し合せ：議会運営委員会等において議会
 運営年に関する事項の遵守事項を定めたもの

○ 先例等の効力と取扱い

議院の効力はない。しかし議院に於いて事例が極めて重要で、慣行となり、尊重される。事実上法令等に準ずる効力を持つ。＝先例。申し合せが重要視される例。

○ 議院中申し合せを遵守しない場合の取扱い

申し合せは法規ではない。遵守しないことが直ちに違法ではない。地方自治法、会則規則、委員会条例の効力には及ばない。したがって議院の申し合せは法律(等)の規定が優先。

憲法 > 法律(行政法) > 規則・条例(条例 > 規則) > 規程・要綱 > 先例・申し合せ等。

☆ 但し、法律を循に申し合せを遵守しない者に対しては、合法的議員の権利を制限することは可能。

★ 議長と議会運営委員会との関係

議会運営委員会は議長を補正し、議長は円滑な議会運営のために尽力する議会運営委員会の決定を尊重する関係。議会運営委員会の決定は議長を法的に拘束することはない。議運の決定と議長の見解が異なる場合は、議運の決定が違法ではない限り尊重することが要旨。

尚、議運の決定に異論がある議員は項目や内容も明確に2 議運委員は議長に再協議を申し入れることと対応は可。

議運による懲罰的措置をめぐり考え方

・懲罰の意義
議会の秩序維持者に対する制裁

・対象
原語法並びに会中規則及び各会条例に違反した議員
その他 懲罰の種類、取り扱いについての講義が有り。

会中の講義は議会運営委員会の役割と権限を中心に所管事項や議会運営委員会の申し合せ、議長との関係、懲罰に対する措置、会派代表者会(議)のすみわけ、

6
友派会派と会派，議員定数条例の所管を~~も~~に~~つ~~いて
の議論があった。議運の重要性（円滑な議会運営）
について認識を深めることができた。
~~また~~

第11期市議会議員

加藤 大嗣。

議会運営マスター講座

2月12日(水) in 博多

10:00~13:00

議長・委員長のための 議会運営

1. 議長・委員長の権限
(1)秩序保持権
(2)議事整理権
2. 通告書と通告外、議題外の発言
3. 不穏当・不規則発言
4. 傍聴人
5. 動議・議事進行発言
6. 日程作成
7. 議会だよりと議長の権限
8. 議長・委員長の発言と裁決権
9. 選挙・互選

14:00~17:00

議会運営委員会の 役割と権限

1. 議会運営委員会の所管と権限
(1)議会の運営に関する事項
(2)議会の会議規則、委員会に関する
条例等に関する事項
(3)議長の諮問に関する事項
2. 議会運営委員の選出手法と
委員外議員の活用・会派離脱
との関係
3. 議会運営委員会の答申と
法的拘束力
4. 議長等との兼職の是非
5. 議会運営委員会と常任・特別
委員会、協議等の場との関係

講師：廣瀬 和彦

【(株)廣瀬行政研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程卒。明治大学法学部卒。明治大学
政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活
躍。著書は、「Q & A 議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政
務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい) など多数。

(株)廣瀬行政研究所

お問い合わせ INQUIRIES

ホーム 会社概要 セミナー情報 セミナー会場 講師派遣・コンサル 講師陣 年間計画 調査・出版・動画

地方議会議員セミナー 2025年02月12日(水) 議会運営委員会の役割と権限 in 福岡県

- 議会運営委員会の所管と権限
 - 議会の運営に関する事項
 - 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - 議長の諮問に関する事項
- 議会運営委員の選出手法と委員外議員の活用・会派離脱との関係
- 議会運営委員会の答申と法的拘束力
- 議長等との兼職の是非
- 議会運営委員会と常任・特別委員会、協議等の場との関係

開催日	2025年02月12日(水) 14:00~17:00
開催概要	開催概要 (PDF)
会場	アクロス福岡 605号室 福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号 [Google Mapで見る]
講師	廣瀬 和彦 ((株)廣瀬行政研究所代表取締役)
参加対象者	地方議会議員・地方議会事務局職員
参加方法	下記の申込フォームに必要事項を入力してお申込みください。送信後、確認メールが届きます。

	• メールが届かない場合は、お手数ですが下記事務局までお問い合わせください。 • 追って詳細を記した受講確認書をメールでお送りいたしますので、受講料は事前に指定の口座にお振込みをお願いいたします。 • キャンセルは、各セミナーの7日前までに、メールまたはFAXにて事務局までご連絡ください。 • FAXまたはメールによるお申込みも可能です。申込書を下記事務局までお送りください。 <u>申込書（PDF）</u>
受講料	15,000円 ※2日連続または、1日の午前・午後で連続する2つの講座をセットでお申込みいただいた場合は、2講座合計で25,000円となります。 ※連続しない2講座のお申込みの場合は適用されません。 ※受講料は受講確認書到着後、事前にお振込をお願いいたします。 ※キャンセルは7日前までにメール又はFAXにてご連絡ください。

お申し込みはこちら

株式会社 廣瀬行政研究所

東京都文京区千石2-34-6 TEL/03-6912-1930 FAX/03-6912-2280

TOP	会社概要	セミナー情報 (オンラインセミナー実施中)
講師派遣・コンサルティング	講師陣	年間計画
	調査・出版・動画	お問い合わせ

Copyright©株式会社 廣瀬行政研究所-地方議会議員セミナー,2024All Rights Reserved.

出張旅費計算書

適用	議会運営マスター講座 「議会運営委員会の役割と 権限」 【オンライン受講】 (政務活動費)	会派	未来創生・湘風クラブ	
期間	令和7年2月12日 1日	出張者 氏名	加藤 大嗣	
	日数	単価(円)	金額(円)	
日当	0	0	0	
参加費	1	15,000	15,000	
合計	¥15,000 × 1人			¥15,000

未来創造・湘国777

加藤大嗣

様

領収書

2024年12月18日

金額

¥ 15,000

但 2025年2月12日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011

東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

登録番号: T2011001095530



政務活動報告書

令和7年2月19日

茅ヶ崎市議会議長

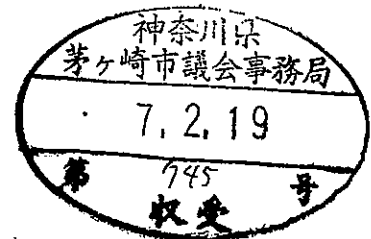
岸 正明 様

(会派名) 未来創生・湘風クラブ

(氏 名) 桎木 太郎

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	令和7年2月13日(木)
目 的 地 (研 修 地)	オンライン受講
政務活動の結果(別紙のとおり)	



予算・決算における質疑の扱い

07 02 13
1

講師: (株) 廣瀬行政研究所
代表 廣瀬 和彦

令和7年2月13日(木) 午後2200~5200

於 市庁舎 6F 第1委員会室

1 質疑について

- 議題とならな案件について疑問点を提出者に問い質すこと。
- 発言は全て簡明にすべし。議題外にわたり質疑することはできない。(本会議)又、提出者に対して行うものである。
- 委員会においては委員は議題について自由に質疑し意見を述べることが出来る。但し別に発言の方法を決めた場合は、その限りではない。(委員会)
- 本会議においては疑義を質すだけでなく意見を述べることが許される。委員会においては会議規則の規定により疑義を質する自由と意見を述べることが出来る。
- 質疑が激し過ぎる場合は、質疑終了即議決を以て議事能率の向上を図ることが出来る
(但し、質疑有略の即議決は本会議の本質に反する不適法な即議決と認められない。)

2 予算における^質疑の点と対応

(1) 方向性として 住民生活の向上 = 住民福祉の向上
持続可能な財政運営の2点を留意。

尚、執行機関は事業の必要性より止むを得ず
予算枠内突破すること重視する傾向にある。

- (2) 視点
- ① 施策策-事業の優先順位と選択基準 --- 事業の必要性、類似事業の整理統合
 - ② 財源と27市の平等性 --- 事業費の算定根拠に中長期的視野の財政運営
 - ③ 事業の成果-効果 --- 成果指標(CPI)や具体的な達成目標の明確化
 - ④ 財源の健全性・将来負担に与える持続可能性 --- 整備と削減を維持管理費に与える執行部の認識
 - ⑤ 行政運営の効率化 --- 冗費の削減とより優先度の高い事業への振り向け
 - ⑥ 住民生活・地域経済の波及効果 --- 弱者対策や重点施策の配置
 - ⑦ 市民参加・合意の醸成 --- 住民や議会、議員の責が果たしているか。透明性や説明責任を高める
 - ☆⑧ 政策目的の明確化 --- 目的、意図を明確に示すこと、全体方針との整合性

3 決算における質疑の根拠

(1) 方向性

・歳入の使い道や事業の成果を千代、20年度以降の財政運営
に生ずる建設的な質疑

・予算のズレ、収支変動、事業の進捗状況、費用対効果
将来見直し、20年度の予算への反映、か入千代で法令遵守
透明性と説明責任（外部監査も見る）などが重要。

住民満足度や法令遵守を千代。将来の財政の
安定性を評価。

(2) 決算の質疑の視点 ----- 不用額・未執行、任執行額の理由。

① 予算との乖離が生じた理由 ----- 不用額・未執行・任執行額の理由

② 事業の成果、費用対効果の検証 ----- 事業の目的、目標設定と達成度（KPIで測定）

③ 財政健全化、将来負担 ----- 実質公債費比率や将来負担比率など
健全化判断比率の推移はどうか？

④ コスト削減、内部統制 ----- 不適切な支出や契約ミスと対策
再発防止策は？

⑤ 監査委員との連携 ----- どのように、いかに改善したか

⑥ 20年度予算への反映、住民への説明責任 ----- 課税や不足点を来年度予算編成
でどのように生かしたか？

☆ 予算・決算の審査には必ず「支出が正しいか？」
「どの程度、成果を得たか？」
「今後、どのように生かすか？」を徹底的に掘り下げ、事業・施策の質を高めることが重要。

決算の審査は行政全体のPDCAサイクルの強化にある。又、執行部に責任取説明を求めると同時に改善点を建設的に提案し、次年度以降の計画・目標・体制運営に活かす必要がある。

定量的（予算額、決算額、執行率、財政指標等）と定性的な評価（成果指標、住民満足度、監査委員の指摘等）を組み合わせて質疑の決算を評価・検証する必要がある。

茅崎市議会議員

加藤 大嗣

一般質問の作り方と 予算・決算における 質疑のポイント

同時開催！
オンラインセミナー

2月13日(木)

in 博多

講師：廣瀬 和彦

【(株)廣瀬行政研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程卒。明治大学法学部卒。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q & A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい) など多数。

◆10:00~13:00

一般質問の作り方

1. 一般質問の範囲と限界
2. 一般質問で注意すべき点
3. 一般質問を作るにあたっての下準備
4. 一般質問の具体的な作り方
5. 質問を作るにあたってのA I 活用

◆14:00~17:00

予算・決算における質疑のポイント

1. 質疑の意義と留意点
2. 予算における質疑のポイント
3. 決算における質疑のポイント

(株)廣瀬行政研究所

お問い合わせ INQUIRIES

ホーム 会社概要 セミナー情報 セミナー会場 講師派遣・コンサル 講師陣 年間計画 調査・出版・動画

地方議会議員セミナー

2025年02月13日(木)

予算・決算における質疑のポイント in 福岡県

1. 質疑の意義と留意点
2. 予算における質疑のポイント
3. 決算における質疑のポイント

開催日	2025年02月13日(木) 14:00~17:00
開催概要	開催概要 (PDF)
会場	アクロス福岡 605号室 福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号 [Google Mapで見る]
講師	廣瀬 和彦 ((株)廣瀬行政研究所代表取締役)
参加対象者	地方議会議員・地方議会事務局職員
参加方法	• 下記の申込フォームに必要事項を入力してお申込みください。送信後、確認メールが届きます。 • メールが届かない場合は、お手数ですが下記事務局までお問い合わせください。 • 追って詳細を記した受講確認書をメールでお送りいたしますので、受講料は事前に指定の口座にお振込みをお願いいたします。 • キャンセルは、各セミナーの7日前までに、メールまたはFAXにて事務局までご連絡ください。

	・ F A Xまたはメールによるお申込みも可能です。申込書を下記事務局までお送りください。 <u>申込書 (P D F)</u>
受講料	15,000円 ※2日連続または、1日の午前・午後で連続する2つの講座をセットでお申込みいただいた場合は、2講座合計で25,000円となります。 ※連続しない2講座のお申込みの場合は適用されません。 ※受講料は受講確認書到着後、事前にお振込をお願いいたします。 ※キャンセルは7日前までにメール又はFAXにてご連絡ください。

お申し込みはこちら

株式会社 廣瀬行政研究所

東京都文京区千石2-34-6 TEL/03-6912-1930 FAX/03-6912-2280

TOP

会社概要

セミナー情報

(オンラインセ

ミナー実施中)

講師派遣・コン

講師陣

年間計画

サルディング

調査・出版・動

お問い合わせ

画

Copyright©株式会社 廣瀬行政研究所-地方議会議員セミナー,2024All Rights Reserved.

出張旅費計算書

適用	一般質問の作り方と予算・決算における質疑のポイント 「予算・決算における質疑のポイント」 【オンライン受講】 (政務活動費)	会派	未来創生・湘風クラブ	
期間	令和7年2月13日 1日	出張者氏名	加藤 大嗣	
	日数	単価(円)	金額(円)	
日当	0	0	0	
参加費	1	15,000	15,000	
合計	¥15,000 × 1人			¥15,000

領収書

2024年12月18日

未来創造・湘風777

加藤 大嗣 様

金額

¥ 15,000

但 2025年2月13日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011

東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

登録番号: T2011001095530



政務活動報告書

令和7年2月19日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正明 様

(会派名) 未来創生・湘風クラブ

(氏 名) 桎木 太郎

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	令和7年2月14日(金)
目 的 地 (研 修 地)	オンライン受講
政務活動の結果(別紙のとおり)	



事例で考える議会運営のポイント

01_02_14

(株) 廣瀬行政研究所
代表: 廣瀬 希彦

令和7年2月14日(金) 午前10:00～午後5:

於: 市庁舎6階第二会議室

1 突然提出された動議の取り扱い。

意義と提案方法

動議とは…… 一般に議案以外のことで、会議の意思決定を拘る提案をいう。これは会議規則で特別の規定がある場合を除くほか、他に10人以上の賛成者を必要とする。口頭で行う。修正不可。
書面で行うものは「決議」とする

議事進行上の発言…… 議事進行上の問題に対し発言
通告書の提出を必要とせず、議長に対し
質疑や注意、又は希望を述べるための発言。

※ 1人でも可

議事進行上直ちに処理する必要がある
ものではない。

動議の種類、提出権、成立、議題とする時期
動議と日程追加、委員会付託・修正、動議の審議
他12つ12の動議が列挙された。

2 不穏当発言かどうか判別がつかない発言の取り扱い

(1) 不穏当発言と不規則発言の違い

良識を有する者が
発言しない発言

議長に許可に
基づかない発言

(地方自治法132条)

(標準市議会会議規則15条)

不穏当発言への対応

・ 発言者が取り消し(又は訂正)を申し出、会議に認める。
議長許可

・ 他の議員による発言取り消しを要求する動議により議長
(議長)
が発言取り消し命令を発する。

※ 発言取り消しの動議は憲法もある。

地方自治法や会議規則に定められている。

☆ 発言取り消し留保宣告の適用については 法129条1項
宣告後、必ずしも取り消すは限らない。又、会期中
宣告後は開会中において適宜、議長において(留保)
宣告に基づき発言取り消し命令を出すことが可能。

尚、当該会期中において必要な場合は

☆ 平成20年4月26日最高裁判決は、議会が不穏な発言
をめぐり議場における秩序の維持等に関することを
前提としていることを解する。発言の取消命令の
適否は、司法審査の対象とならないと解する。

発言の取消が議会において許可されれば当該発言
は最初から発言がなかったことになる。(会議録原本
には記載される)

☆ 但し、発言取消の効果によって当該発言に対する
発言した議員の責任は消滅しない。

その他 議長不信任決議：外交問題や所管
に關する発言に対する取扱い。第三セクター、一部
事務組合、意見書の範囲、提出要件、条例・予算
審議や質問における除外の取扱い

一般質問と除斥・会議時間の変更手続(会議の開閉・開閉形

兼業禁止(法改正により一部緩和した)、政治倫理等例(他、

○質問・質疑・経路の郵議

質問・質疑・経路の郵議

一定数の質問・質疑を

一部にのみ質問・質疑を

終了したと23で、議事録を

作成し、これを

の報告書の面から報告

し、その言論の府の

議会の本質に反する不適法

議会令は認められぬ。

な郵議を認められぬ。

標準会議規則 60条

その他事前審査、発言の訂正、撤回の判断基準

委員外議員の適用と留意点、議事と議決の区別

の捉え方、継続審査、調査の期間と手続き、委員会の一任

ホライによる一般質問とホライ委員会での取り扱いの違い

他の講義が取り上げ

今日の講義は議会運営全般に付するもので、たいへん

地方自治法及び関係法令及び標準市議会会議規則

を根拠とし、わかりやすい資料であり、極めて有意義

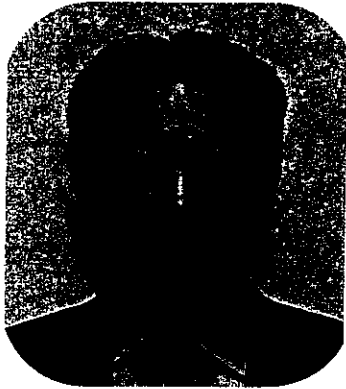
な講義であったことを申し添えます。

5
以上、レポートといたします。

新崎市議会議員
加藤大嗣

事例で考える 議会運営のポイント

2月14日(金) in 博多



講師：廣瀬 和彦

【(株)廣瀬行政研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程卒。明治大学法学部卒。
明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究
科講師等として活躍。

著書は、「Q & A 議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」
「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい) など多数。

1. 突然提出された動議の取り扱い
2. 不穏当発言かどうか判別のつかない発言の取り扱い
3. 議長不信任決議の先決性判断とその対処方法
4. 外交問題や所管外にかかる質問・意見書の取り扱い
5. 条例・予算審議や質問における除斥の取り扱い
6. 事務分掌条例の改正と委員会条例等の取り扱い
7. 会議時間の変更手法
8. 兼業禁止かどうかの判断
9. 質問・質疑の省略の是非
10. 事前審査かどうかの判断
11. 発言の訂正・撤回の判断基準
12. 審査予定表と休会の取り扱い
13. 議事日程・審査日程の変更取り扱い
14. 会議録署名議員の欠席時の取り扱い
15. 発言取消の配布用会議録の取り扱いと会議録原本への開示請求
16. 委員外議員の活用と留意点
17. 確定日付ある議員辞職願の取り扱い
18. 議事と議決の定足数の捉え方
19. 継続審査・調査の期間と手続き
20. オンラインによる一般質問とオンライン委員会での取り扱いの違い
21. その他

(株)廣瀬行政研究所

お問い合わせ

INQUIRIES

地方議会議員セミナー

2025年02月14日(金)

事例で考える議会運営のポイント in 福岡県

- 1.突然提出された動議の取り扱い
- 2.不穏当発言かどうか判別のつかない発言の取り扱い
- 3.議長不信任決議の先決性判断とその対処方法
- 4.外交問題や所管外にかかる質問・意見書の取り扱い
- 5.条例・予算審議や質問における除斥の取り扱い
- 6.事務分掌条例の改正と委員会条例等の取り扱い
- 7.会議時間の変更手法
- 8.兼業禁止かどうかの判断
- 9.質問・質疑の省略の是非
- 10.事前審査かどうかの判断
- 11.発言の訂正・撤回の判断基準
- 12.審査予定表と休会の取り扱い
- 13.議事日程・審査日程の変更取り扱い
- 14.会議録署名議員の欠席時の取り扱い
- 15.発言取消の配布用会議録の取り扱いと会議録原本への開示請求
- 16.委員外議員の活用と留意点
- 17.確定日付ある議員辞職願の取り扱い
- 18.議事と議決の定足数の捉え方
- 19.継続審査・調査の期間と手続き
- 20.オンラインによる一般質問とオンライン委員会での取り扱いの違い
- 21.その他

開催日	2025年02月14日(金) 10:00~17:00

講師	廣瀬 和彦 ((株)廣瀬行政研究所代表取締役)
参加対象者	地方議会議員・地方議会事務局職員
参加方法	- 下記の申込フォームに必要事項を入力してお申込みください。送信後、確認メールが届きます。 - メールが届かない場合は、お手数ですが下記事務局までお問い合わせください。 - 追って詳細を記した受講確認書をメールでお送りいたしますので、受講料は事前に指定の口座にお振込みをお願いいたします。 - キャンセルは、各セミナーの7日前までに、メールまたはFAXにて事務局までご連絡ください。 - FAXまたはメールによるお申込みも可能です。申込書を下記事務局までお送りください。 <u>申込書(PDF)</u>
受講料	25,000円 ※受講料は受講確認書到着後、事前にお振込をお願いいたします。 ※キャンセルは7日前までにメール又はFAXにてご連絡ください。

お申し込みはこちら

株式会社 廣瀬行政研究所

東京都文京区千石2-34-6 TEL/03-6912-1930 FAX/03-6912-2280

[TOP](#)

[会社概要](#)

[セミナー情報](#)

(オンラインセミナー実施中)

[講師派遣・コンサルティング](#)

[講師陣](#)

[調査・出版・動画](#)

[年間計画](#)

[お問い合わせ](#)

出張旅費計算書

適用	「事例で考える議会運営のポイント」 【オンライン受講】 (政務活動費)	会派	未来創生・湘風クラブ	
期間	令和7年2月14日 1日	出張者氏名	加藤 大嗣	
	日数	単価(円)	金額(円)	
日当	0	0	0	
参加費	1	25,000	25,000	
合計	¥25,000 × 1人			¥25,000

領収書

米果創生、湘園クラブ

2024年12月18日

加藤 大嗣

様

金額

¥ 25,000

但 2025年2月14日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530



MIZUHO みずほ銀行 | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日		振込・振替先の口座番号		普通
2024-12-18		1314699		
店番号		お取引口座番号		
****-****		*****		
振込手数料	お取引金額	お取引金額		
440**	*****	*****	80,000	
お取引内容		お取引後残高		
電信振込		*****		
期別	利用手数料	お取引店番号	オツリ*****560	
1258****	*****	00-10708677		

マイレージクラブのお取引条件と、うれしい特典が変わりました。

みずほ銀行

麹町支店

カ) ヒロセキ ヨウセイケンキュウジ ヨ 様

カトウダ イシ 様

発信番号 81C18037400002T

5672

0007151603

裏面に「みずほ」からのお知らせがあります。